

◆不動産特定共同事業許可申請 提出が必要となる書類(提出部数は、正本1部及び副本5部)

提出書類		根拠条文	備考	チェック
様式第2号 (第7条関係)	第1面～第3面	法第5条第1項第1号～第12号		
	第4面 (不動産特定共同事業に係る業務の方法)	規則第7条第1項第1号	記入しきれない場合は、別紙添付でも可	
	第5面 (役員の兼職状況)	規則第7条第1項第2号		
	第6面(電子取引業務を遂行するための体制)	規則第7条第1項第3号		
	手数料(80,000円)	大阪府手数料条例	大阪府手数料(POS)納付用連絡票(納付した旨印字されたもの)	
様式第3号 (第8条関係)	添付書類(1) :業務管理者設置証明書	法第5条第2項第3号		
	添付書類(2)-1	規則第8条第1項第1号		
	添付書類(2)-2			
	添付書類(3)-1 :略歴書	規則第8条第1項第2号	役員、法施行令第4条で定める使用人、業務管理者	
	添付書類(3)-2 :法人の沿革		役員が法人である場合に作成要	
	添付書類(3)-3 :実務経験証明書		(3)-4の提出がある場合は不要	
	添付書類(3)-4 :業務管理者資格届出書		①ビル経営管理士登録証明事業、②不動産コンサルティング技能試験・登録事業、③一般社団法人不動産証券化協会認定マスター の3つのうちのいずれかに係る証明書(不動産コンサルティング技能登録証等)の写しが必要。	
	添付書類(4) 不動産特定共同事業の業務を執行するための組織に関する事項	規則第8条第1項第3号	別紙添付でも可	
添付書類(5) :誓約書	規則第8条第2項第1号			
その他添付書類	定款	法第5条第2項第1号		
	登記事項証明書(商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書))	法第5条第2項第2号		
	・不動産特定共同事業契約約款 ・標準約款と申請者の約款案・異なる理由を記載した比較表	法第5条第2項第4号	任意組合、匿名組合、対象不動産変更型	
	直前3ヶ年度の貸借対照表及び損益計算書	規則第8条第2項第2号	決算期については、公認会計士等による監査を受けたもの	
	直前3ヶ年度の納税証明書(法人税・国税その1)	規則第8条第2項第3号		
	その他(向こう3か年の事業計画書、収支見通し等)	—		

※上記以外でも、内容確認のために、別に各種書面を求めることがあります。

※官公署が証明する書類は、申請日前3月以内に発行されたものであることが必要です。